

令和5年度第4回市有地等売払一般競争入札実施要領

1 物件の表示等

物件番号	物件の表示	台帳地目	実測面積	売払予定最低価格	用途地域	
					建ぺい率	容積率
1	鯉田 2517 番 146 外 1 筆	雑種地	1,782.50 m ²	23,200,000 円	第二種低層住居専用地域	
					50%	80%
2	大分 1493 番 129 外 1 筆	宅地	351.77 m ²	5,000,000 円	第一種中高層住居専用地域	
					60%	200%
3	中 862 番	宅地	38.31 m ²	240,000 円	第二種低層住居専用地域	
					60%	100%

注1) 現状有姿(物件内の工作物等を含む)による売払いです。

注2) 物件の明細・位置図等については、物件調書等によりご確認ください。

2 利用条件

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)及び建築基準法(昭和25年法律第201号)を順守すること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれに類する営業の用に供してはならないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第4号に規定する者の事務所の用に供してはならないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供してはならないこと。

3 売払の相手方の決定方法

一般競争入札方式とします。

4 一般競争入札の参加資格等

- (1) 法人、個人を問いません。
- (2) 市内居住の有無を問いません。
- (3) 次に掲げる者には入札参加資格がなく、申込みできません。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ていない者
 - ③ 市町村税等に係る徴収金に滞納が有る者
 - ④ 暴力団対策法第2条第2号、第6号及び第32条第1項各号に掲げる者
 - ⑤ 団体規制法第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体に属する者
 - ⑥ 「2 利用条件」に反して利用しようとする者

※上記(3)に該当する者による申込みが判明したときは、判明した時点で入札への参加を拒否します。
また、既に物件を落札し、売買契約を締結していた場合は、飯塚市は契約の解除権を行使し契約は失効いたしますが、それらの責めは申込者が負います。

5 質疑応答

(1) 質問方法

受付期間：令和6年2月8日(木)から令和6年2月19日(月)午後5時15分まで

提出方法：質問書を電子メールにより提出してください。

電子メール送信後に提出先へ電話で受信確認をしてください。

提出先：飯塚市役所 行政経営部 財産活用課

E-mail zaisankatsuyou@city.iizuka.lg.jp

※受付期間外の質問には回答できません。

※質問書以外の方法(口頭、電話、FAX等)による質問は受け付けません。

(2) 質問への回答

回答は、令和6年2月26日(月)頃に飯塚市ホームページに掲載予定です。

6 一般競争入札の参加申込方法

(1) 市有地等売払一般競争入札参加申込書等の受付

受付期間：令和6年2月19日(月)から令和6年2月28日(水)まで

午前8時30分から午後5時15分まで(市の休日を除く)

提出先：飯塚市役所 行政経営部 財産活用課

提出方法：持参又は郵送(簡易書留など郵便物の追跡ができる方法)により提出してください。

※ 受付期間内に到着しなかった場合や郵便事故等により到着しなかった場合であっても受付は一切行いません。発送後は、必ず提出書類の到着を電話で確認してください。

※ 必要書類に不備や不足がある場合は無効となる場合がありますので、提出前に十分確認してください。

(2) 提出書類

① 市有地等売払一般競争入札参加申込書

② 誓約書兼承諾書【※共有名義で申込みを行う場合は、申込者全員分が必要です。】

③ 役員一覧(法人のみ)

④ 住所地(市町村)で発行する市町村税の「滞納のない証明書」

⑤ (法人の場合) 法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

(個人の場合) 身分証明書(本籍地の市町村にて交付)

※④、⑤は原本を提出してください。また、発行後3箇月以内のものとしします。

7 一般競争入札参加申込者への書類提供等

(1) 市有地等売払一般競争入札参加申込書等の受付時に下記書類をお渡しします。

① 入札書

② 委任状

③ 入札保証金納入通知書

④ 入札保証金還付請求書

(2) 入札参加資格を確認後、入札日の約1週間前に入札開催通知書を電子メールにより通知します。

8 一般競争入札参加説明会について

入札説明会は行いません。実施要領を熟読のうえ、一般競争入札及び開札にご参加ください。

9 入札保証金について

入札保証金は、入札書に記載する金額の5%以上の額とします。

入札参加者は、入札開始時間までに、ご自身が入札しようとする金額の5%以上の額の入札保証金を本市が発行する納入通知書により、飯塚市役所内の福岡銀行飯塚支店派出所を含む指定金融機関又は収納代理金融機関にて納付してください。納付済領収書は、入札時に必要となりますので保管しておいてください。入札開始時間までに入札保証金を納付していない場合は、入札参加を辞退したものとみなします。

10 入札及び開札

(1) 日時等

日 時：令和6年3月18日(月) 13時30分開始（13時15分から受付開始）

物件番号1から順次実施しますので時間に余裕をもってお越しください。

場 所：飯塚市役所 本庁4階 入札室

(2) 入札時に持参するもの

- ① 印鑑(代理人が入札に参加される場合は代理人の印鑑)
- ② 入札書
- ③ 入札保証金領収書【写し可】(納付済のものに限る)
- ④ 入札保証金還付請求書(申込者の印影が押印され、振込口座が記入されたもの)
- ⑤ 委任状(代理人が入札に参加される場合のみ)※申込者及び代理人の印影が押印されたもの

(3) 郵便による入札

郵送により入札書を提出される入札参加者は、令和6年3月14日(木)までに指定郵便局（新飯塚駅前郵便局）に到達するように、次の要領で郵送の手続きを行ってください。

① 郵送方法

最寄りの郵便局で「一般書留」「簡易書留」のいずれかの方法で郵送の手続きを行ってください。

※郵便ポストへの投函は不可（必ず郵便局での手続きが必要です。）。

※郵便料金は入札参加者の負担となります。

※差出控えは開札まで各自で保管してください。

※直接新飯塚駅前郵便局に持参しても、一旦飯塚郵便局に集配されますので、早めの手続きをお願いします。

② 入札書提出用の封筒について

入札書を提出する封筒の表面には、必ず「新飯塚駅前郵便局留」と記載してください。

(別紙1参照)

③ 入札書について

入札書は必ず本市が指定した入札書を使用してください。

④ 郵送により提出するもの

- ・入札書
- ・入札保証金領収書の写し
- ・入札保証金還付請求書

11 開札及び落札者の決定

(1) 開札は、入札締切り後、直ちに入札者の立会いの下で行います。なお、郵便による入札者がいる場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行います。

(2) 落札者は、次の方法により決定します。

① 有効な入札を行った方のうち、入札書に記入された金額が、本市が事前に定める売却予定最低価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。

② ①に該当する方が2人以上あるときは、直ちにくじ引きにより落札者を決定します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する場合、入札は無効とします。

- ① 入札参加者以外の者のした入札
- ② 金額を訂正した入札
- ③ 入札書の記入事項等に不備がある入札、訂正箇所に訂正印がない入札
- ④ 同一物件について、2以上の意思表示をした入札
- ⑤ 入札書に申込者(代理人による入札の場合は申込者及びその代理人)の記名又は押印がない場合
- ⑥ 入札保証金が入札額の5%未満である入札
- ⑦ 委任状を提出していない代理人のした入札
- ⑧ 2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札に際し不正な行為があったと認められる入札

13 入札の辞退

入札を辞退される場合は、入札開始時間までに入札辞退届(市の指定する様式)を提出してください。

14 入札保証金の返還等

- ① 落札者以外の方については、原則として入札後 4 週間以内に口座振替により入札保証金を返還いたします。
- ② 落札者については、原則として、売買契約締結後、入札保証金を売買代金の一部へ充当します。
- ③ 落札者が売買契約締結時に契約保証金を全額納付した場合は、入札保証金は後日、口座振替により返還いたします。
- ④ 次の 15 に記載する契約締結期限までに、落札者が売買契約を締結できない場合は、納付済の入札保証金は市に帰属します。
- ⑤ 入札保証金には、いかなる場合も利息は付さないものとします。

15 売買契約の締結

- ① 売買契約締結期限 売払決定通知の日から 7 日以内
- ② 契約締結場所 飯塚市役所財産活用課
- ③ 持参するもの 登録済み実印、印鑑証明書、契約書用の収入印紙

16 売買代金等の納付

- ① 売買代金及び所有権移転登記等に関する費用については、売買契約締結後 7 日以内に一括納付することを原則とします。
- ② 売買代金等の納付期限は、売買契約締結日の翌月の末日まで延ばすことが可能です。この場合は、売買代金の10%以上の額を契約保証金として、売買契約締結時に納付していただきます。
- ③ 契約保証金は、原則として売買代金納付時に売買代金の一部へ充当します。また、契約者が売買代金を全額納付した場合は、契約保証金は後日、口座振替により返還いたします。
- ④ 売買代金を納付期限までに納付できない場合は、締結済みの売買契約を解除いたします。この場合、納付済の契約保証金は市に帰属します。また、4 の(3)に該当した解除の場合も同様に、納付済の契約保証金は市に帰属いたします。
- ⑤ 契約保証金には、いかなる場合も利息は付さないものとします。

17 落札者が負担する費用と所有権移転等

- ① 売買契約書に貼付する収入印紙や添付する印鑑証明書など契約に関して要する一切の費用は、落札者の負担となります。
- ② 売買代金の納付が完了したときに所有権が移転し、物件を引渡したものとします。
- ③ 所有権移転登記は物件の引渡し後に市において行います。また、所有権移転登記と同時に「所有権移転解除の定」の特約事項の付記登記を行います。所有権移転登記等に関する事務費や法務局に

納付する登録免許税などの契約履行に関して要する一切の費用は、落札者の負担となります。

- ④ 所有権移転登記の際に、法務局へ納付する登録免許税は、一旦、市においてお預かりします。また、税務署で事前納付することも可能ですので、この場合は、税務署の領収済印が押された領収書を提出してください。

18 問い合わせ先

飯塚市役所 財産活用課財産管理係

電話番号 0948-22-5500 内線 1413

メールアドレス zaisankatsuyou@city.iizuka.lg.jp